

平成 26 年 4 月 1 日
資源循環局業務課

**「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」及び「ごみ集積場所設置基準」
の一部改正に伴う市民意見募集に対して寄せられた御意見について**

「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」及び「ごみ集積場所設置基準」の一部改正について、平成 26 年 2 月 10 日(月)から平成 26 年 3 月 12 日(水)まで意見公募を行ったところ、1 件の御意見を頂きました。

つきましては、お寄せ頂いた御意見と考慮した結果等について公示します。

なお、全体の整合性をとるため、一部語句や表現を修正しました。

このたびの御協力に感謝申し上げるとともに、今後とも横浜市政に御協力頂きますよう、よろしく願いいたします。

御意見と本市の考え方

	御意見	本市の考え方
1	<p>集積場所の設置に関して、事業主等が近隣住民に対して説明や調整をすることを規定している項目に、具体的に「地元町内会」や「環境事業推進委員」に対しても説明や調整することを記述した方がよいのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえたうえで、「必要に応じて町内会の役員や、本市から委嘱を受けている環境事業推進委員に対しても説明を行うこと」を改正案に含める修正をしました。</p>
2	<p>集合住宅のオーナーや管理会社が、居住者に対し、ごみの分別や集積場所の維持管理に関する責任を明確にする義務を負うことを記述した方がよいのではないか。</p>	<p>今回の改正は設置基準等に関する内容となっておりますので、いただきました維持管理体制については、今後の参考にさせていただきます。</p>